

住宅関連税制とすまい給付金制度！

先月、「号外」でお知らせしました「住宅関連税制とすまい給付金」が開催されました。平成26年から段階的に実施される予定の消費増税の負担軽減を目指しています。H25.9月末日（税率引き上げ6か月前）までに契約を行うか、H26.3月末（税率引き上げ）までに引渡を受ければ、消費税は5%（8%）ですが、それ以降は8%（10%）と増税されます。住宅関連の減税には次の三つがあります。

① 住宅ローン減税

a、住宅ローン残高の1%。b、1年の最大控除額（40万円、50万円）。c、所得税＋控除対象住民税の3通りのうち一番小さい額を10年間

② 投資型減税

自己資金のみで長期優良住宅や低炭素住宅に取得する場合の減税措置で、これらの住宅の性能強化に必要な標準的掛かり増し費用の10%が控除額となり、控除限度額は65万円となります。（掛かり増し費用（43,800円/㎡）×床面積（㎡）×10%）、1年間

③ リフォーム減税

a、耐震、省エネ、バリアフリーリフォームは投資型減税の対象となる。実際の改修費用か国土交通大臣が定める標準的な工事費の少ない方の10%が控除額となります。工事毎に限度額が定められています。1年間

b、省エネ、バリアフリーリフォームローン減税は、5年間で最大62.5万円です。

消費増税による負担を軽減する為に消費減税メリットの少ない施主（登記上の持ち分保有者）へすまい給付金が現金支給されます。

すまい給付金は住宅の価格ではなく施主の収入によって決まります。消費税8%（10%）の時最大30（50）万円です。中古住宅購入の時も支給されますが、消費税非課税取引（売主が個人）の場合は支給されません。また、給付対象となる住宅は品質確認や保険加入が必要で、住宅ローン利用者だけでなく、現金取得者も対象となります。詳しい給付要件や支給額シミュレーションはご確認ください。（<http://sumai-kyufu.jp> TEL0570-064-186）

【情報】

構造材が値上がりしています。

梅雨明けから丸太が値上がりしていましたが、ここきて製材品も90、105、120角を中心に2割強の値上がりをし、それでも材料がそろわない状況が出てきました。今後小割り物も値上げ圧力が強くなりそうです。早目の注文・手配をお願いします。原因としては、梅雨から夏場にかけて丸太の出材不足が続いており、丸太入手に各製材工場が苦慮している事と乾燥材の需要が増え、その対応に追われている為と思われます。

【定休日】

9月は1, 8, 14, 15, 22, 28, 29日となります

10月は5, 6, 12, 13, 19, 20, 26, 27日となります

宜しくお願いします。

